

令和8年5月15日

於：梅丘パークホール

第1回 世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設
みどり部会

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会議の進め方について

5 議 題

(1) 報告案件

- ① 準備会から委員会への引継ぎ事項
 - ア．施設運営にあたっての確認事項
 - イ．準備会での主な議題
- ② 開設までのスケジュール及び部会での主な議題について
- ③ 4月7日事業運営委員会の報告

(2) 審議案件

- ① オープニングイベント（みどり活動）の企画（参画）検討
- ② 庁舎の緑化状況と区民参加について

6 次回の日程等

【配布資料】

- 1 部会各議題資料一式（資料1～10、区民利用・交流拠点施設利用案内（案））

世田谷区本庁舎 区民利用・交流拠点施設
みどり 部会 委員名簿

資料1-1

	No	分類	活動ジャンル	氏名	役職・所属団体等
みどり 部会	1	中間支援組織	団体支援	荒井 千鶴	公益財団法人世田谷トラストまちづくり
	2	区内活動団体	みどり	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長
	3	区内活動団体	みどり	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事
	4	学生(若者)	—	松澤 櫻太郎	東京農業大学
	5	学生(若者)	—	堀 集人	駒沢大学ボランティアサークル(学生ボランティアネットワーク)
	6	行政(代表)	—	北村 正文	庁舎管理担当課長
	7	行政	—	笠原 聡	みどり政策課長
	8	行政	—	伊藤 祐二	市民活動推進課長
	9	運営事業者	—	上遠野 めぐみ	区民交流スペース等運営事業者

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会設置要綱

令和8年3月16日

7世市活第826号

(目的及び設置)

第1条 本庁舎等において整備する区民会館、区民交流スペース、広場、屋上庭園等の多様な区民利用・交流拠点施設で行う事業（以下「区民利用・交流拠点施設事業」という。）の運営における情報及び課題を関係者が共有し、並びに改善策を話し合う場とする、世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 区民利用・交流拠点施設事業の運営及び事業の内容に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員会並びに区民活動・交流部会及び文化・芸術部会、みどり部会（以下「部会」という。）をもって構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者11名以内をもって組織し、区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 区内活動団体代表者

(3) 区内に在住、在勤又は在学する公募により選出した者

(4) 区民利用・交流拠点施設事業運営業務委託受託者

(5) 区職員のうち、別表に掲げる職にある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

3 部会の委員は、次に掲げる者11名以内をもって組織し、区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 区内活動団体代表者

(2) 区内在住、在学の大学生

(3) 区民利用・交流拠点施設事業運営業務委託受託者

(4) 区職員のうち、別表に掲げる職にあるもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

4 区長は、区内活動団体に対して、委員会又は部会の出席者の推薦を依頼することができる。この場合において、当該推薦を受けた出席者は、その委員会又は部会に限り委員とみなす。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会の総理は事務局において処理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、部会は、事務局が招集する。

2 委員会及び部会は、委員2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員会に報告し、委員長の決するところによる。

5 部会は、審議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

6 委員会及び部会は公開とする。ただし、委員会及び部会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(任期)

第6条 委員会及び部会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任は、2回までとする。

2 委員会及び部会の委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。この場合におい

て、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、検討部会を置くことができる。

2 検討部会の組織その他運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、生活文化政策部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 委員会

生活文化政策部長
生活文化政策部市民活動推進課長

2 部会

区民活動・交流部会	生活文化政策部市民活動推進課長
	障害福祉部障害施策推進課長
文化・芸術部会	生活文化政策部文化・国際課長
みどり部会	庁舎整備担当部庁舎管理担当課長
	みどり33推進担当部みどり政策課長
	生活文化政策部市民活動推進課長

会議の進め方について

1 ラウンドテーブル方式等を取り入れた話しやすい雰囲気づくり

【事業者提案事項】

■ ラウンドテーブル方式やテーマを決めたワークショップ形式で行う



自由闊達な議論を実現するため、必要に応じてテーマを決めてラウンドテーブル方式やワークショップ形式で意見交換を行います。

2 進行、運営方法の変更

(目的)

委員の発言時間の確保、区事務局の1問1答形式の廃止、合議制による会議運営方式の導入

(内容)

- ・進行は事業者事務局が行う。
- ・事業者は組立ての事前検討・調整を区と協議の上行い、当日は適宜委員のフォロー、GWのファシリテーター等を行う。
- ・区事務局は、各委員と同じ立場で必要に応じて発言する。

例)例えばオープニングイベントが議題の場合は、出た意見を踏まえて委員会としての方向性や結論を進行役が中心となり決めていく。

3 オープニングイベント参加団体との調整状況の共有について(アプリシステムの導入)

(目的)

- ・委員が随時進捗状況をアプリで把握することができる
- ・委員会や部会前に大量の資料等を共有することを避けられる。

(内容)

- ・コミュニケーションアプリを導入し、委員会、部会の開催の間に行っている団体とのイベントの調整状況を各委員が把握できるようにする。

○区民利用・交流拠点施設運営にあたっての確認事項

本庁舎等整備基本構想に掲げる基本的方針

区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎

運営基本計画

基本理念

区民、市民活動団体及び区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する

基本方針

多様な人々の交流を生み出す場をつくる

文化・芸術によって暮らしを豊かにする

みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

実現に向けた取り組み

- (1) 区民、市民活動団体及び区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる
- (2) 交流・共生を生み出す「つなぎ役」を設置する
- (3) 区民が主体的に関わる事業を実施する
- (4) 誰もが使える、憩える空間をつくる
- (5) 地域と連携した事業を実施する

事業運営実施計画

事業・活動計画

組織運営計画

基本方針に基づく事業概要

区民活動・交流事業

- 市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業
- 市民活動に関する情報収集・発信事業
- 市民活動団体の活動、交流を促進し、持続性を高める事業
- 市民活動団体の新たな活動を支援する事業
- 区民と区の交流、協働を生み出す事業
- 区民の憩いの場所を演出する事業

文化・芸術事業

- 区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業
- 地域のアーティスト、文化団体と連携する事業
- 区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業
- 文化・芸術の多様性を活かした事業

みどり事業

- みどりに触れ、育む機会を提供する事業
- 地域にみどりを広げるための事業
- みどりを共に育む事業
- みどりを通じて環境保全に寄与する事業

全体調整

区民利用・交流拠点としての一体性を保持し、全体の事業効果を最大化するため、全体調整を図ります。

- 利用調整
- 異なる分野が連携した事業
- 周辺地域と連携して行う事業

- 施設を活用した賑わい創出事業
- 広域的に展開する事業
- (仮称) 事業運営委員会事務

本資料は、施設の運営にあたり根幹となる事項を明確化し、様々な事項を決定する上での軸とし、また、委員や区職員が交代してしまってもこれまでの検討の積み上げを継承していくことを目的に作成したものであり、重要事項の決定やメンバー交代の際などに逐次、共有するものとする。

No.	運営にあたっての確認事項
1	原則無料・予約不要・営利可能な場づくり
	(解説) 施設や備品を原則無料かつ予約不要・当日申請で利用可能とするが、先着順により特定の団体等が占有することがないよう、予約が必要な活動は事前相談を必須とし、事前相談では区民参加・交流・協働につながるよう利用調整を行う。また、賑わいの創出を通じた交流の促進が見込まれれば営利での活動も妨げない。
2	定期的かつ魅力的なイベントの実施・気軽に立ち寄れる場づくり
	(解説) 開庁時や閉庁時に関わらず定期的かつ魅力的なイベント実施等により賑わいを創出する。また、イベント実施だけでなく区役所に来られた様々な方々が気軽に立ち寄り、思い思いの時間を過ごせるような空間づくりを行う。
3	柔軟に見直し(トライ&エラー)が可能な施設運営
	(解説) ルール等は固定化しすぎず、随時利用団体や区民からの意見徴取、利用状況等の分析を行い、区、運営事業者、区民、団体で構成する(仮称)事業運営委員会で一体的に協議し、適宜柔軟に見直し(トライ&エラー)を図る。また、新たな人材を育成し、次世代との循環を図るため、委員は再任の回数を制限するなど長期の固定化を避ける。
4	チャレンジ・バージョンアップ・マッチング
	(解説) 活動経験の有無に関わらず、新たな活動へのチャレンジや、よりよい活動へのバージョンアップを促すため、相談対応を通して、実施に向けての企画提案・助言や、関連する団体や区所管へのマッチング、活動の情報発信などを行う。
5	区民、団体、区職員がオープンな活動に参加し、交流や協働を育み、課題解決に寄与
	(解説) 本庁舎にある利点を生かし、区民、団体、区職員が区民交流スペースを中心としたオープンな活動に積極的に参加し、そこで交流や協働が生まれ、広がることにより、区や地域が抱える課題や区民や団体のニーズをよりの確に捉え、施策への反映や課題の解決にも繋げていく。
6	区及び運営事業者が中心となって、区民、団体、区をつなぐ
	(解説) 区(市民活動推進課)及び運営事業者は、場の提供や情報発信、相談対応等の団体活動の支援を始め、区民、団体、区関係所管とのマッチングや交流の機会を創出するつなぎ役の機能を担う。

	6	7	8	9
	▼12月26日 第1回準備会 ・施設事業コンセプト確認① ・運営委託募集要項項目確認、決定→3月事業説明会、8月事業者公募に繋げる ・（仮称）事業運営委員会構成等確認①			
	▼3月25日 第2回準備会 ・施設事業コンセプト確認②、決定 ・施設全体の利用ルール確認① ・スペースごとの活用及び備品確認①			
	▼5月 第3回準備会 ・（仮称）事業運営委員会構成等確認②、決定 ・施設全体の利用ルール確認② ・スペースごとの活用及び備品確認② ・オープニングイベント確認①、愛称募集確認①			
	▼8月 第4回準備会 ・施設全体の利用ルール確認③ ・オープニングイベント確認②、規模決定 }			
	▼2月 第5回準備会 ・オープニングイベント確認③→（仮称）事業運営委員会及び部会で継続して検討 ・年間事業計画確認→（仮称）事業運営委員会で継続して検討 ・事業運営委員会・部会への引継ぎ（令和８年度からの事業運営委員会・部会の進め方について、東棟屋上庭園区民花壇等の活用について）			

年度	令和8年度						令和9年度	
	4～6月	7～9月		10～12月	1～3月		4～6月	7～9月
事業運営委員会	▼4/7 第1回委員会 ・会議の進め方について ・準備会から委員会への引継ぎ議題 ア. 愛称募集(案)について イ. オープニングイベントの検討 ウ. R8年度年間事業計画の共有・承認 ・利用システムについて			▼施設開設 ▼オープニングイベント 11/3～11/23 20日間の実施		▼3月 第3回委員会 ・部会検討状況の共有 ・OPイベント及び施設利用状況の振り返り (日常利用・アンケート結果分析等) ・R9年度「年間事業計画」の検討、確認・承認		
	「利用ルール素案」と予定していた議題は、「利用システム」として微修正。 第1回で予定していた「事業運営方法方針の策定」は第2回の議題に変更。			▼8月 第2回委員会 ・R9年度年間事業計画の提案・意見交換(公用・団体利用集約、事業者提案事項) ・R9年度「市民活動フェア」企画(参画)検討 ・愛称募集(案)最終決定 ・事業運営方針の策定(確認事項・区が取り組むことを整理)			▼5月 第1回委員会(R9年度) ・部会検討状況の共有 ・前年度成果を踏まえた本年度以降の目標及び方針の確認 ・中長期的な課題の検討	
「区民活動・交流」、 「文化・芸術」部会	▼5/12 第1回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの企画(参画)検討、全体振付 ・「利用憲章(案)」の検討 ・OPイベントでの課題解決テーマ設定の具体化 ・シード作成検討				▼2月 第3回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの振り返り ・利用状況の把握・検討 ・R9年度の施設の活性化に向けた企画・検討 ・R9年度「(仮)市民活動フェア」企画(参画)検討			
	委員会での検討から部会の検討へ変更(具体的な利用をイメージした検討となるため)			▼7月 第2回「区民活動・交流、文化部会」 ・オープニングイベントの企画・参画検討、全体振付 ・R9年度「市民活動フェア」企画(参画)検討 ・「利用憲章(案)」の確定 ・OPイベントでの課題解決テーマ設定の具体化 ・シード作成検討			▼4月 第1回「区民活動・交流、文化部会」(R9年度) ・施設の活性化に向けた企画・検討 ・「(仮)市民活動フェア」企画(参画)検討	
みどり部会	▼5/15 第1回「みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の企画(参画)検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について				▼2月 「第3回みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の振り返り ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・R9年度の施設の活性化に向けた画・検討 ・R9年度「(仮)市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討			
				▼7月 第2回「みどり部会」 ・オープニングイベント(みどり活動)の企画(参画)検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・R9年度「市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討			▼4月 第1回「みどり部会」(R9年度) ・施設の活性化に向けた企画・検討 ・屋上区民花壇等の区民参加事業について ・「市民活動フェア(みどり活動)」企画(参画)検討	

4/7 第1回事業運営委員会検討報告

1. 事業運営委員会の設立と運営方針

(1)新体制の発足

- ・第1回世田谷区本庁舎等における区民利用交流拠点施設事業運営委員会が開催され、曾田委員長、齋藤副委員長が選出

(2)運営方式の変更

- ・ラウンドテーブル方式を導入し、話しやすい雰囲気作りを重視
- ・一問一答式を廃止し、合議制による運営方式を採用
- ・運営事業者が会議の組み立てと進行をサポート

(3)情報共有の改善

- ・コミュニケーションアプリを導入し、オープニングイベントの調整状況を随時共有(予定)

2. 施設運営にあたっての確認事項(準備会からの引継ぎ事項)の確認

(1)利用の基本原則

- ・原則無料で予約不要、気軽に立ち寄れる場作りを目指す
- ・トライアンドエラーが可能な施設運営を実施
- ・区民団体と区職員がオープンな活動に参加し、交流や協働を推進
- ・新たな活動へのチャレンジや活動のバージョンアップ、マッチング支援を提供
- ・汽水域としての活動拠点をを目指す

3. 利用受付システム

(1)システム概要

- ・区の公式 LINE を活用したわかりやすい予約システムを構築中

(2)予約スケジュール

- ・8月に利用案内を送付、9月から予約受付開始
- 基本的には1年後の利用について一括受付を実施
- ・世田谷区民会館の予約受付と合わせて調整し、抽選結果を踏まえて決定

4. オープニングイベント計画

(1)オープニングイベント開催期間

- ・11月3日(火・祝)から23日(月・祝)

(2)参加団体

- ・現在23団体が参加予定(4月7日時点)、音楽を通じた社会貢献活動団体が多数

(3)実行委員会の設置

- ・イベント全体をディレクションする実行委員会の設置が必要
- ・企画段階から関わりたい団体が 5 団体程度存在
- ・事業運営委員会からも実行委員への参加意向あり

(4)課題と改善点:

- ・マジョリティである若い世代や子育て世代の参加促進が必要
いままで市民活動に直接接点が無くても、参加することに興味を持ってもらえるようにすることが重要
- ・松陰神社商店街周辺との連携による集客力向上
- ・子どもが主役となるイベントの企画検討

5. 令和 8 年度事業計画

(1)広場等を活用した賑わい創出事業

- ・各団体と調整して実施

(2)研修事業

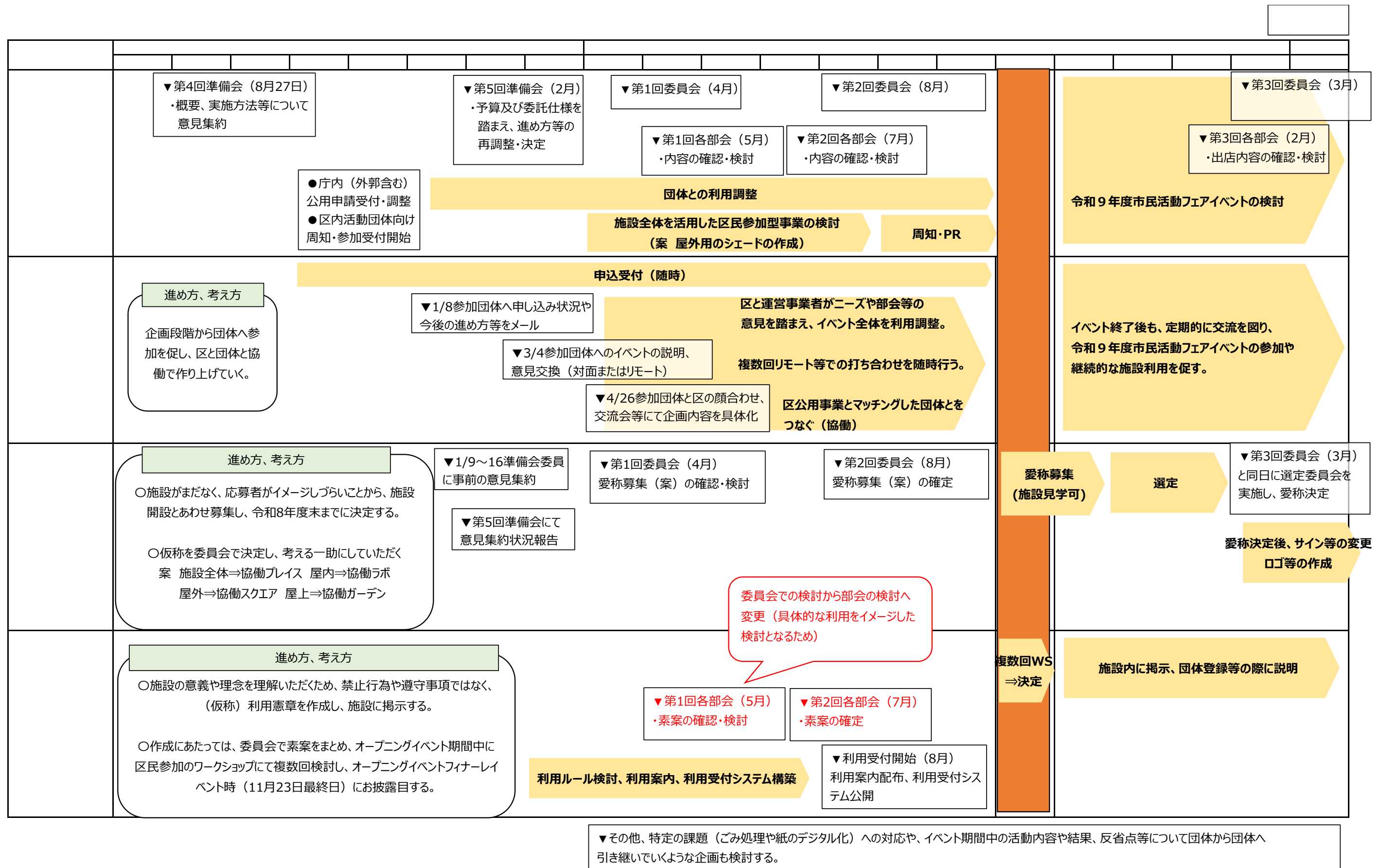
- ・開設前のスタッフ研修
- ・開設後の職員・区民向け研修

(3)情報蓄積と活用

- ・FM 世田谷との連携、世田谷まちづくりアーカイブスの設置
- ・「今日は〇〇さん」を中心として、多様な交流促進を年間 150 日間、開催予定
- ・若い世代の参画促進、地域コーディネーター研究会の実施

6. 今後の対応事項

- ・4 月26日(日)参加団体の対面交流会を開催
- ・利用憲章案の作成及び部会検討
- ・実行委員会設置に向けた具体的な枠組みを検討
- ・近隣商店街・連合会への挨拶
- ・オープニングイベントのキャッチコピーとテーマを実行委員会にて検討



資料7—2は
非公表

資料7—3は
非公表

オープニングイベント参加団体 交流会

1. 目的

オープニングイベント参加団体同士の顔合わせおよび相互理解を深め、今後のコラボレーションや連携につながるきっかけづくりの場とする。

2. 開催概要

日 時:2026年4月26日(日)13:00~16:00

会 場:せたがやイーグレットホール 2 階ラウンジ

参加者:オープニングイベント参加団体(参加数:20団体 25名)

主 催:世田谷区

進 行:事業者(株)JTB コミュニケーションデザイン、(株)世田谷サービス公社)

3. 次第

(1)オープニングイベント方針説明

(2)新庁舎プチ見学ツアー

(3)団体自己紹介

(4)交流タイム

4. オープニングイベントの方針

(1)基本目的

- ・施設をさまざまな使い方で実際に使用してみること
- ・今後継続的に使用していくことに繋げること
- ・区民の「やってみたい」を支える施設として実現に繋げること

(2)運営方針

- ・施設利用者ではなく、みんなで工夫して作っていく場所として位置づけ
- ・各団体の「やってみたい」を共有
- ・新たな交流を生み出すことを重視
- ・参加者主体の実行委員会形式で進行

5. 全体交流会

(1) 実施結果

- ・参加団体同士が直接つながる貴重な場となり、連携により可能性が広がった
- ・分野別の連携、関心テーマに分かれオープニングイベントや拠点の利用について以下6グループに分かれて意見交換
(事務局より補足: アイディアや希望を共有のため、決定事項ではありません。)

① 子育て支援・相談の場づくり

- ・子育て世代に対するミニ相談会
- ・他団体とコラボして子育てイベントの開催

② 若者の居場所づくり

- ・各団体が様々なアイディアや意見を共有し、オープニングイベントのみならずイベントスペース活用に向けた企画を検討

③ 高齢者を含めた多世代交流

- ・各団体が開催しているイベントの悩みを共有
- ・新しくオープンするスペースを利用した、イベントスペースの確保
- ・団体の活動を実現するため、助成金の活用

④ 障害者支援

- ・ボッチャやゴルフなどで障害者の活動支援
- ・障害のある子どもたちの発表の舞台とした、新しいスペースの利用方法の検討

⑤ 音楽・地域文化の活性化

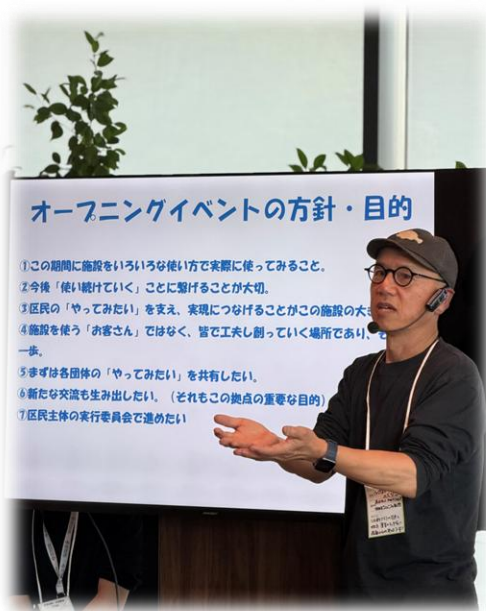
- ・11月10日(火)交流スペースを舞台仕様にする
- ・団体同士で一緒にステージを作りたい
- ・音量の工夫をする(住宅側に音がいかないよう気を付ける)

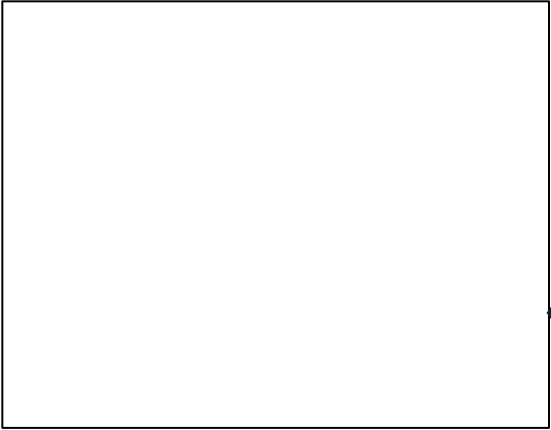
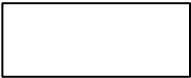
⑥ NPO 活動の連携・情報共有(ボランティア等)

- ・価値観やイベントへの関心の違いから、集客に課題があるため、各団体で連携し、アイディアを出し合いながら協力体制を構築
- ・会場利用方法や施設でのイベント時の運用ルールについての確認

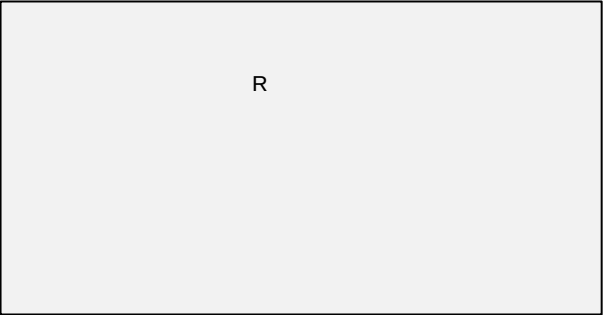
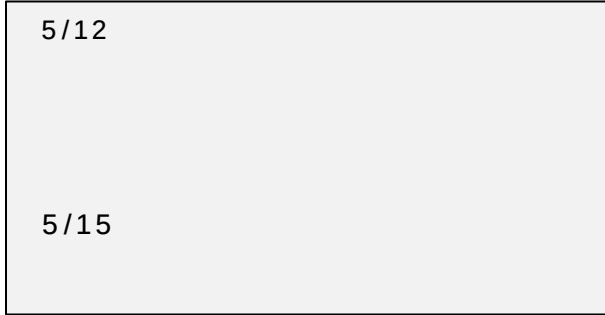
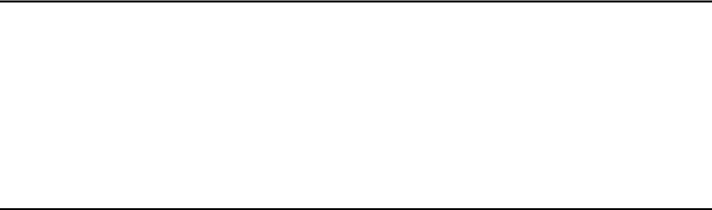
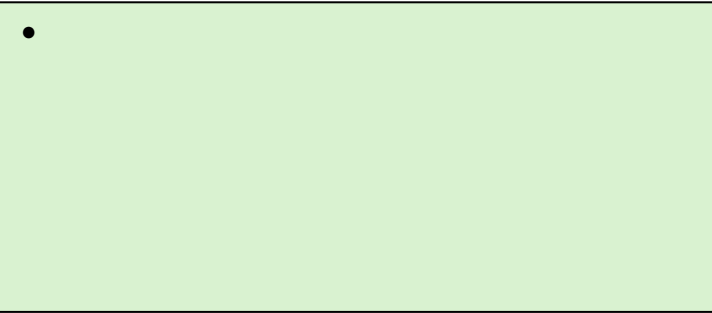
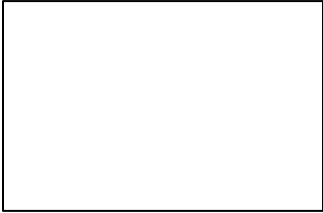
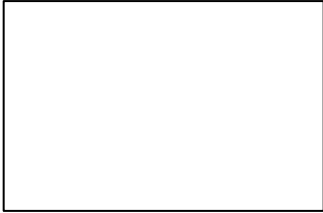
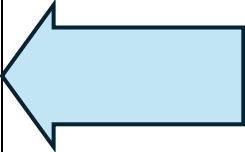
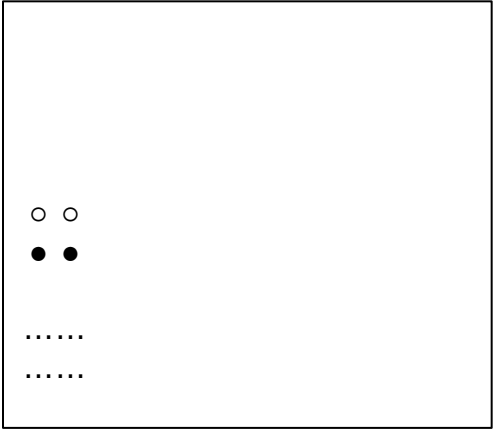
6. 今後の流れ

- ・各団体からの企画検討進捗の確認(5月11日(月)までに第1案提出)
- ・オープニングイベントに向けた実行委員会設置の検討
- ・継続的な情報共有ツールの導入検討





OP



「(仮)市民活動フェアイベント」等の事業実施・運営のイメージ

委員会

部会

運営事業者
(区民交流スペース等)

全体調整
方針・方向性
を示す

報告

助言

部会が中心となり
(仮)市民活動フェアイ
ベント等の企画・検討

各部会
事務局運営

協力団体への呼びかけ

部会メンバーから関係
団体への参画呼びかけ

拠点施設利用登録
団体への参画呼びかけ

区民(団体)
参加による運営
※運営側に団体をで
きるだけ巻き込む区
民主体の運営

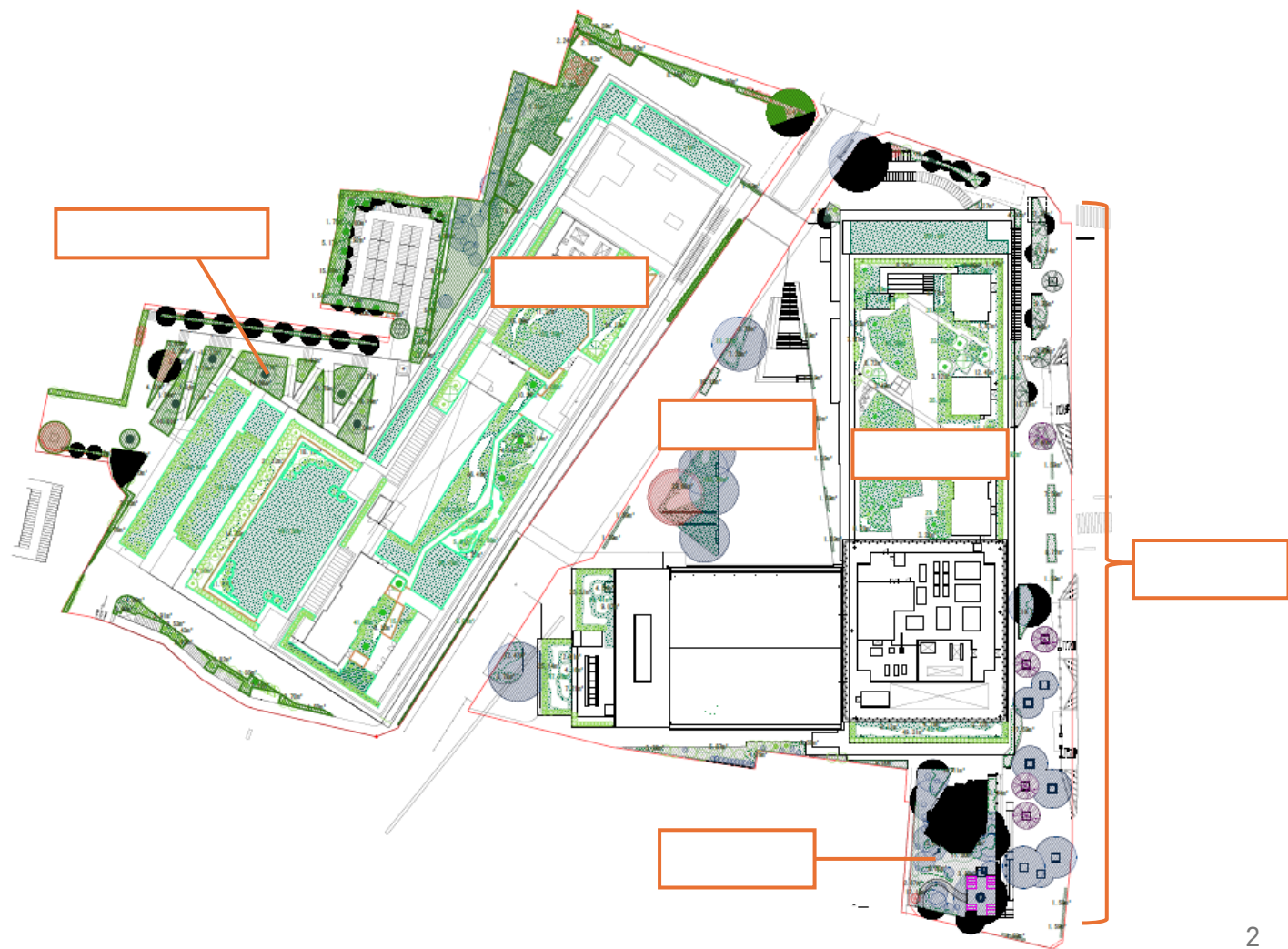
(仮)市民活動フェアイベント等準備・調整

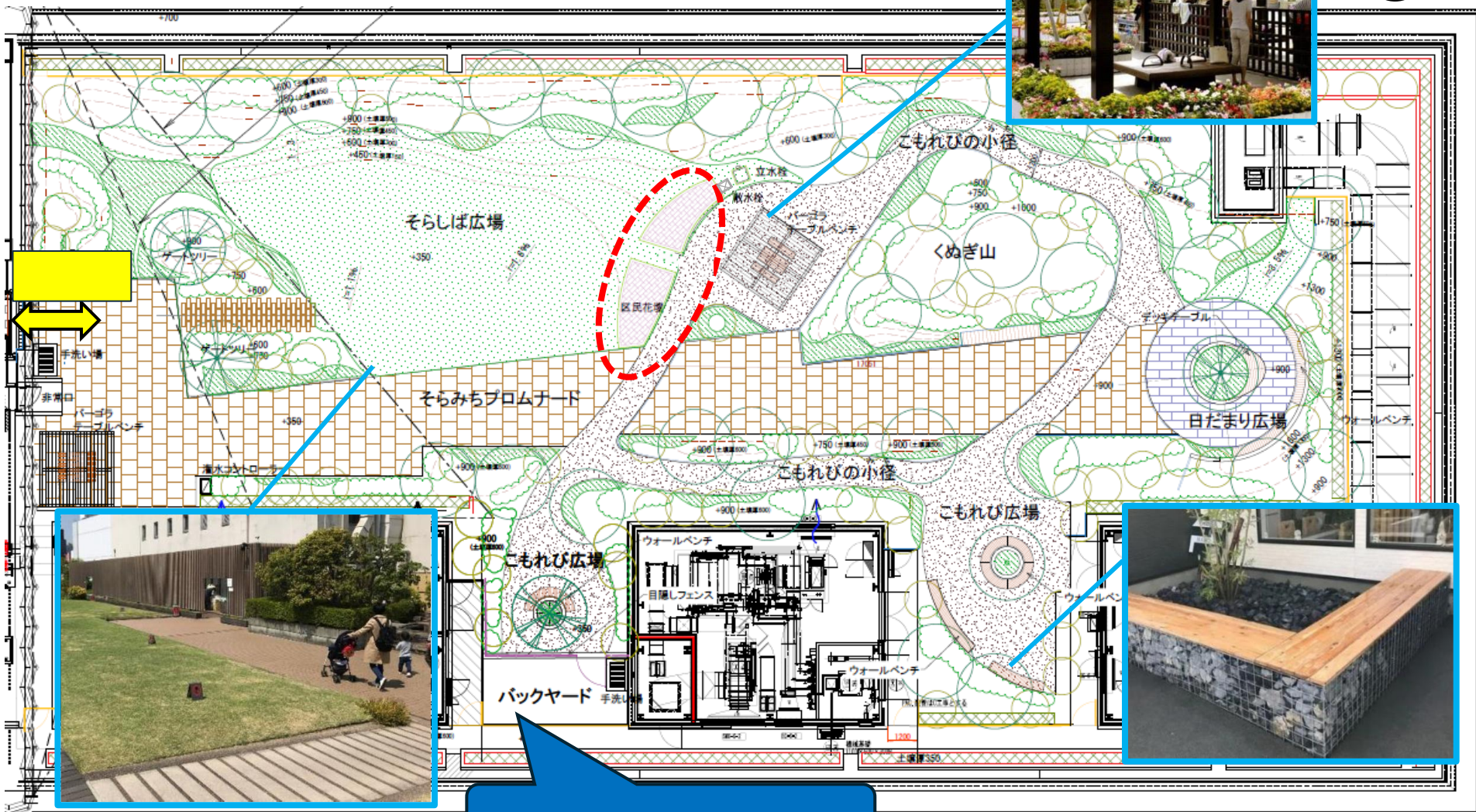
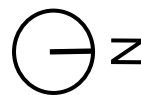
(仮)市民活動
フェアイベント
等
事業実施

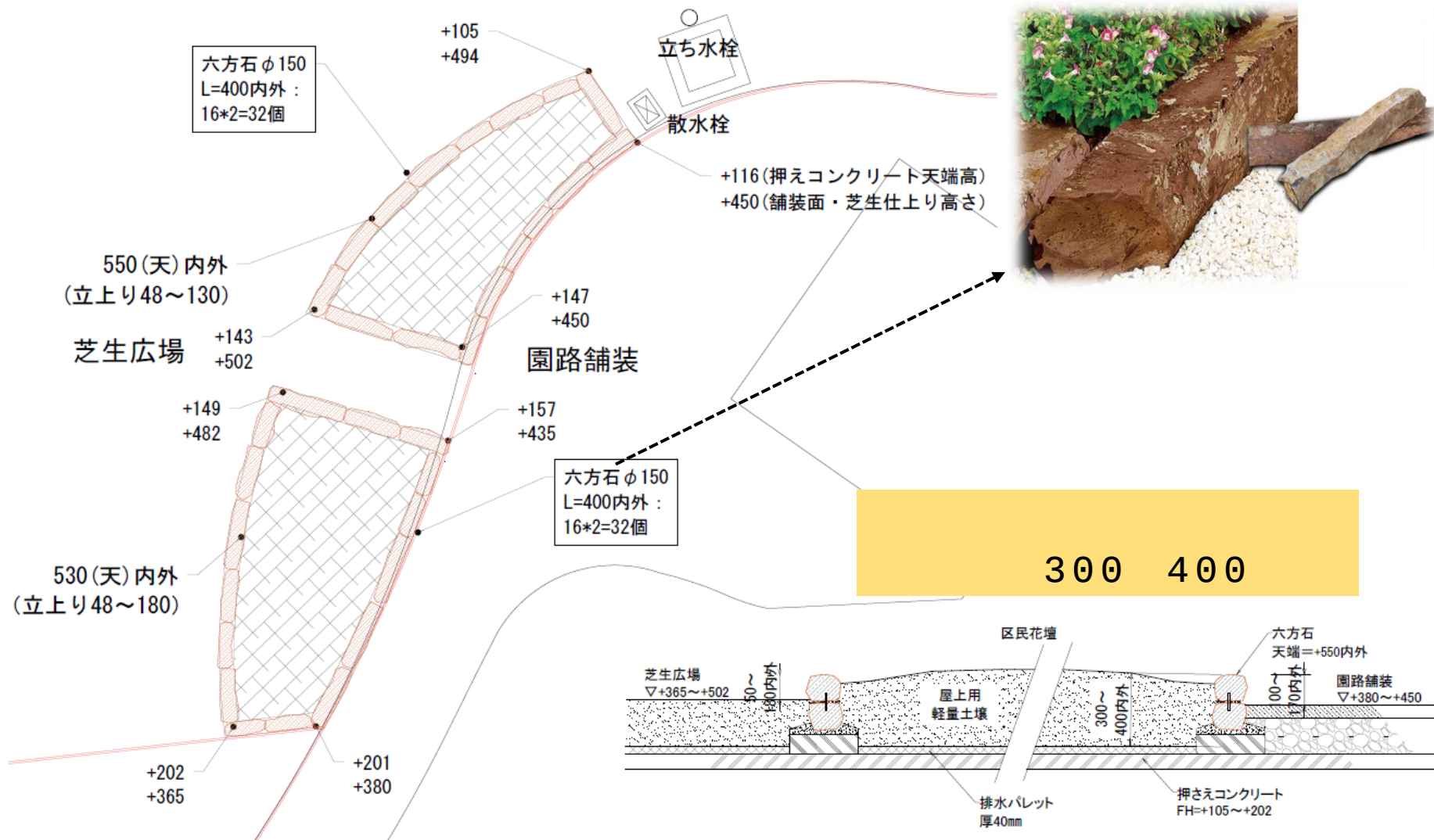


2









5



7



7

